

## 薩摩川内市の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	93,176人	622億 2,779万9千円	28億 7,099万円	89億 4,847万7千円	14.4%	13.6%

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

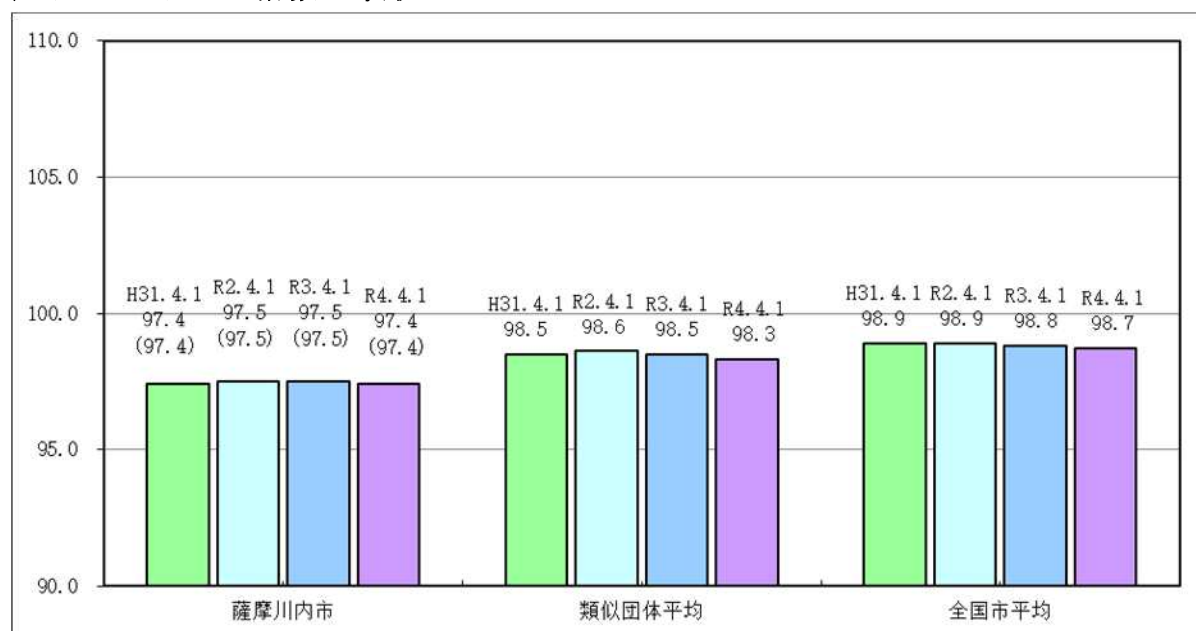
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	879人	36億 1,077万7千円	6億 9,643万9千円	14億 1,410万9千円	57億 2,132万5千円	6,508千円	6,120千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
3年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
3年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。なお、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

令和4年4月1日時点における地域手当の支給対象地域なし。  
 ※派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）  
 宿日直手当及び夜間看護手当について、国と同様に見直しを実施。（平成30年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	43.3歳	325,500円	396,392円	352,121円
鹿児島県	43.8歳	312,700円	392,434円	343,844円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.5歳	309,908円	392,862円	356,010円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
薩摩川内市	51.5歳	21人	330,600円	350,896円	342,086円	—	—	—	—
うち学校主事	52.3歳	17人	330,200円	352,147円	344,029円	学校主事	49.1歳	236,600円	1.49
うちその他	48.3歳	4人	332,300円	345,825円	333,925円	—	—	—	—
鹿児島県	55.9歳	191人	318,300円	359,586円	339,159円	—	—	—	—
国	51.1歳	2114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	52.2歳	18人	321,235円	375,706円	353,127円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,829,264円	3,187,900円	1.83
うちその他	5,595,200円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年～令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	51.1歳	376,661円	425,183円
鹿児島県	46.2歳	371,700円	432,962円
類似団体	41.1歳	307,579円	356,415円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(4年4月1日現在)

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	185,700円	185,200円
	高校卒	154,600円	155,000円	154,600円
技能労務職	高校卒	147,700円	162,000円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(4年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,750円	346,866円	376,500円	391,660円
	高校卒	215,075円	311,017円	332,100円	376,482円
技能労務職	高校卒	—	—	310,925円	329,922円

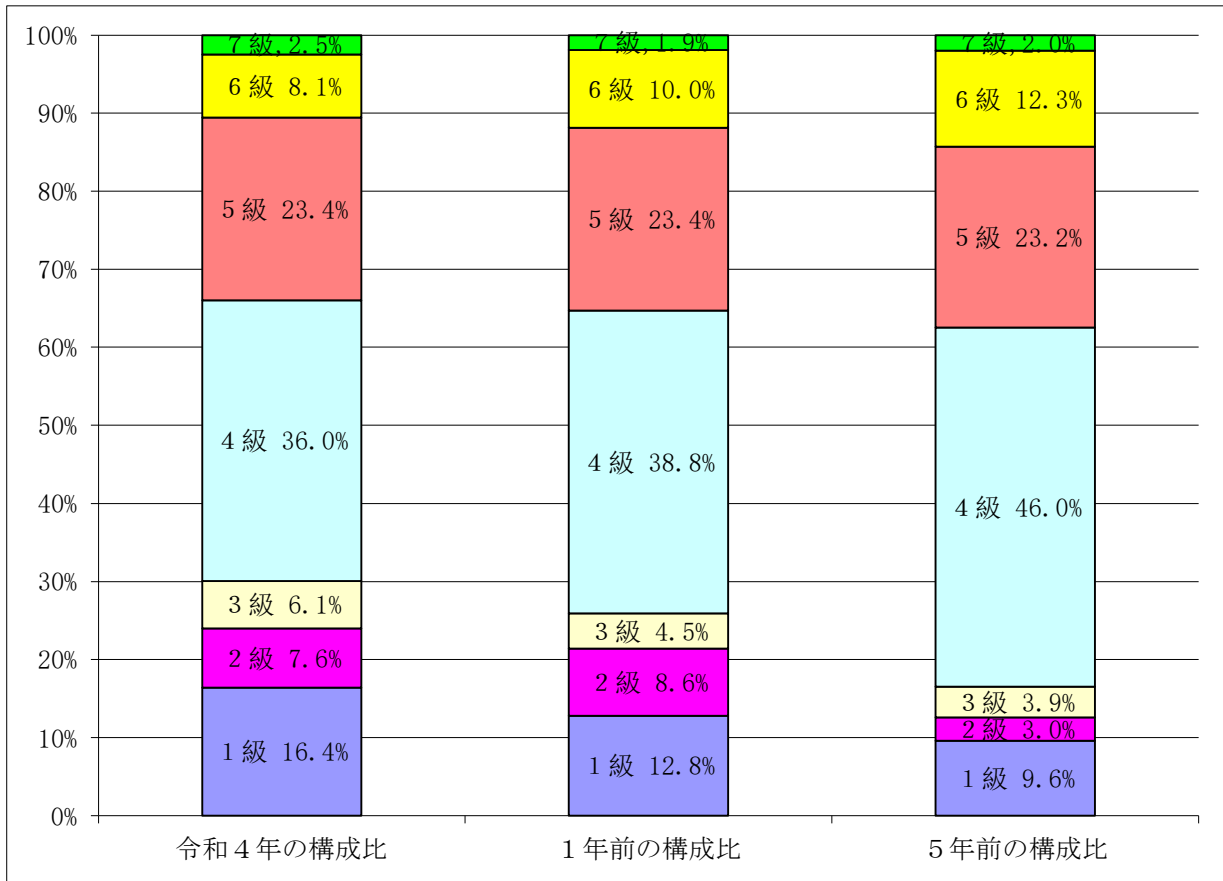
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(4年4月1日現在)

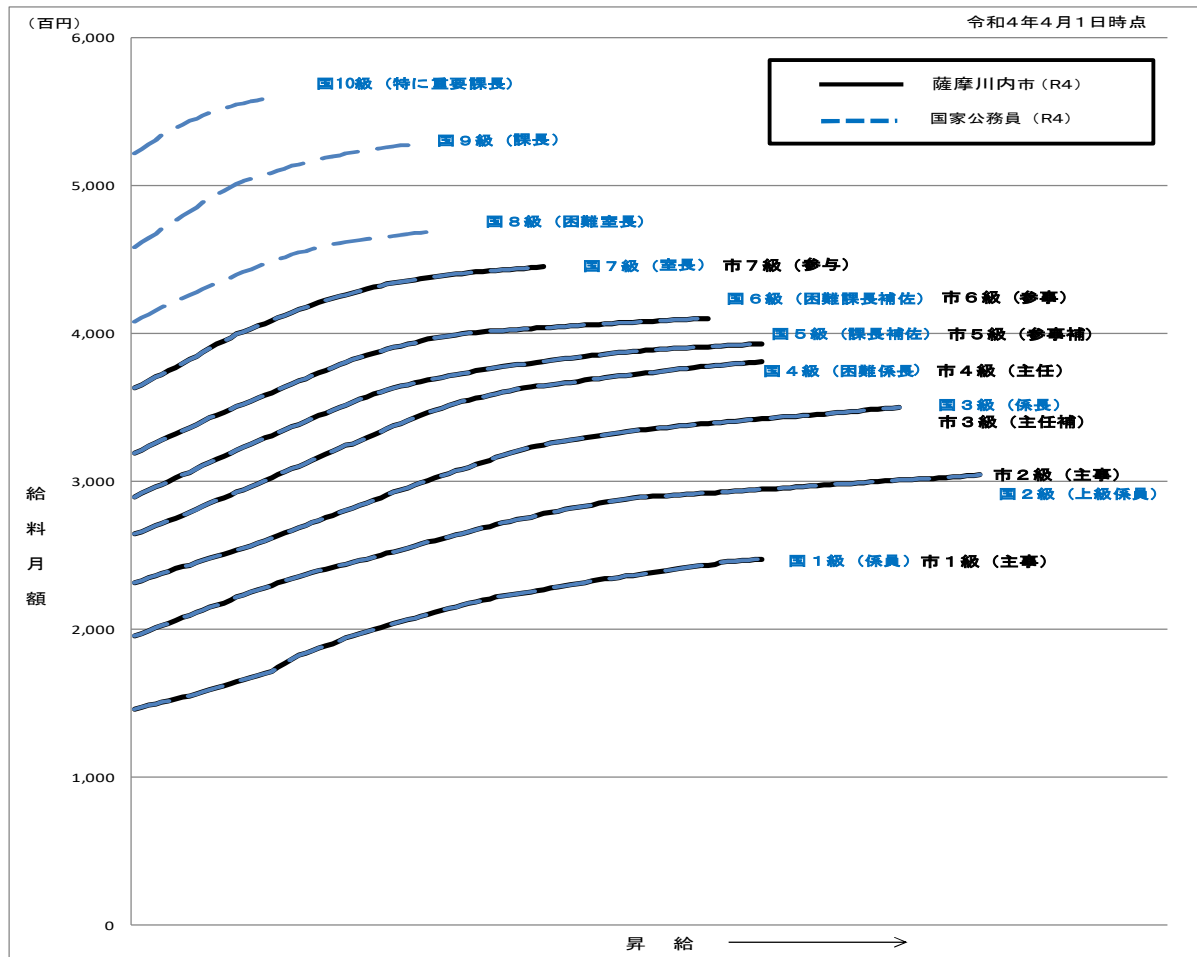
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	105人	16.4%	146,100円	247,600円
2 級	主事	49人	7.6%	195,500円	278,100円
3 級	主任補	39人	6.1%	231,500円	303,900円
4 級	主任・総括主任	231人	36.0%	264,200円	381,000円
5 級	参事補	150人	23.4%	289,700円	393,000円
6 級	参事	52人	8.1%	319,200円	406,100円
7 級	参与	16人	2.5%	362,900円	440,600円

(注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（薩摩川内市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年1月		令和8年1月	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,592千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,684千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年6月		令和7年6月	

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

薩 摩 川 内 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 — )			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 803千円 20,278千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			2,917千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			324,111円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	3人	20%
神奈川県横浜市	16%	1人	16%
大阪府大阪市	16%	0人	16%
福岡県福岡市	10%	0人	10%

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		4,836千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		27,953円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		27.2%		
手当の種類（手当数）		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	572千円	日額200円
防疫等作業手当	右欄に掲げる作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある患者の看護及び搬送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	42千円	日額290円
	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新	63千円	日額3,000円

		たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次号において同じ。)から生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)		
	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業(前2号に掲げるものを除く。)	75千円	日額1,000円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甑島クリーンセンター、下甑クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	—	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	743千円	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	—	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	—	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	—	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	—	1回2,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	—	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,550円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 3,100円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,150円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員 薩摩川内市温泉給湯事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	—	1回1,000円
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	86千円	1勤務日200円



救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	1,860千円	1回150円
救急救命処置行為業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する救急救命士である職員	救急救命処置	82千円	1回500円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	450千円	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	44千円	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	801千円	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	18千円	1勤務日3,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	296,522千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	321千円
支給実績（2年度決算）	292,249千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	313千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

#### (6) その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)						
扶養手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>子以外の扶養親族</td> <td>6,500</td> </tr> </table>	区分	金額	扶養親族である子	10,000	子以外の扶養親族	6,500	同じ	-	139,403千円	286,248円
	区分	金額									
扶養親族である子	10,000										
子以外の扶養親族	6,500										
※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。											
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～28,000円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円	同じ	-	74,198千円	272,787円		
	区分	支給月額									
①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円										
通勤手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	57,713千円	85,628円
	区分	支給月額									
	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)									
②交通用具使用者	4,100円～24,500円										

特地勤務手当	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員		異なる	支給割合を別に設定。	14,385千円	411,000円
	支給額	(給料+扶養手当)×10%					
宿日直手当	区 分	宿直勤務	日直勤務	同じ	-	9,120千円	701,538円
	本庁・支所	4,400円	4,400円				
	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	6,100円	6,100円				
	診療所(医師、歯科医師等に限る)	21,000円	21,000円				
管理職手当	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員		同じ	-	46,623千円	590,165円
	支給額	職に応じ24,000円～66,700円					
管理職員特別勤務手当	支給対象者	管理職手当を受給する職員		同じ	-	3,734千円	40,587円
	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合					
	支給額	勤務1回につき8,000円以内					
単身赴任手当	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員		同じ	-	9,506千円	559,176円
	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円					

## 5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	732,000円 (915,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 455,000円		
	副 市 町 村 長	653,400円 (726,000円)	885,000円 / 547,600円		
報 酬	議 長	458,000円 ( — 円)	737,000円 / 366,000円		
	副 議 長	396,000円 ( — 円)	653,000円 / 294,000円		
	議 員	370,000円 ( — 円)	591,000円 / 266,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(3年度支給割合) 3.35月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.35月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 915千円×480/100 726千円×360/100	(1期の手当額) 17,568千円 10,454千円	(支給時期) 任期満了時(任期毎) 任期満了時(任期毎)	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

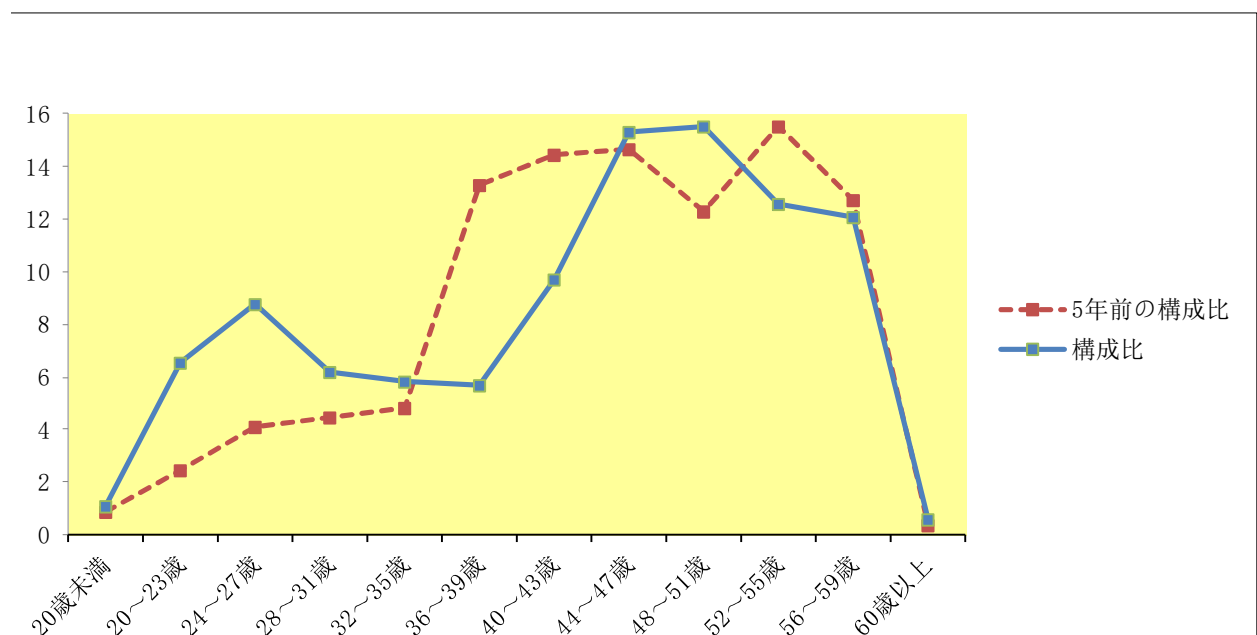
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和3年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	
		総務	226	224	2	業務増
		税務	62	61	1	業務増
		民生	62	60	2	業務増
		衛生	56	51	5	新型コロナウイルス関連
		労働	1	1	0	
		農林水産	61	62	△1	事務の民間等委託
商工		47	48	△1	事務の統廃合	
	土木	95	98	△3	事務の統廃合	
	計	618	613	5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数66.33人 (類似団体の人口1万人当たり職員数51.26人)	
	教育部門	107	116	△9	欠員不補充・事務の統廃合	
	消防部門	154	156	△2	欠員不補充	
	小計	879	885	△6	〈参考〉 人口1万人当たり職員数93.34人 (類似団体の人口1万人当たり職員数64.94人)	
公営 企業 等	会 計 部 門	病院	35	31	4	看護師の補充
		水道	31	31	0	
		交通	0	0	0	
		下水道	7	7	0	
		その他	39	39	0	
		小計	112	108	4	
合計			991	993	△2	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 106.36人
			[ 1,370 ]	[ 1,370 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を除く)

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (4年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	11人	65人	87人	61人	58人	56人	96人	152人	154人	125人	120人	6人	991人

### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		639	632	625	620	613	618	△ 21 ( △ 3.3 %)
教 育		127	127	123	121	116	107	△ 20 ( △ 15.7 %)
消 防		154	157	155	156	156	154	0 ( 0.0 %)
普通会計		920	916	903	897	885	879	△ 41 ( △ 4.5 %)
公営企業等会計		114	112	110	110	108	112	△ 2 ( △ 1.8 %)
総合計		1,034	1,028	1,013	1,007	993	991	△ 43 ( △ 4.2 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 1,521,265	千円 281,235	千円 176,600	% 11.6	% 12.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 26,498千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 26	千円 106,337	千円 17,180	千円 45,222	千円 168,739	千円 6,490	千円 6,028

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。  
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項  
特記事項なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	49.8歳	345,819円	526,530円
団 体 平 均	44.1歳	357,391円	563,334円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

薩 摩 川 内 市	薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,683千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,592千円
（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分（0.90）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（4年4月1日現在）

薩 摩 川 内 市	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 803千円 20,278千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.270750月分 勤続35年 47.709月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%

#### エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		103千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		8,583円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		50.0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（3年度決算）	左記職員に対する支給単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道事業就業規程第8条の規定による勤務時間以外の時間に、突発的事故により招集を受け、復旧等緊急工事に係る業務に従事した職員	勤務時間以外の時間に、突発的事故により招集を受け従事した復旧等緊急工事に係る業務	103千円	1件当たり1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	7,354千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	306千円
支給実績（2年度決算）	11,138千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	464千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)						
扶養手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>子以外の扶養親族</td> <td>6,500</td> </tr> </table>	区 分	金 額	扶養親族である子	10,000	子以外の扶養親族	6,500	同じ	-	4,114千円	257,125円
	区 分	金 額									
扶養親族である子	10,000										
子以外の扶養親族	6,500										
※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。											
住居手当	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～28,000円</td> </tr> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円	同じ	-	2,258千円	282,225円		
	区 分	支給月額									
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円										
通勤手当	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	同じ	-	1,576千円	75,040円
	区分	支給月額									
	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)									
②交通用具使用者	4,100円～24,500円										
管理職手当	<table border="1"> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～66,700円</td> </tr> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～66,700円	同じ	-	1,813千円	604,400円		
	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員									
支給額	職に応じ24,000円～66,700円										